

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2

February
2013

Vol.182



学園創立90周年を迎え、校訓「恥を知れ」のもと、家政科、福祉科、食物健康科、普通科の4科を擁し、「良妻賢母」の育成に努めています。
写真提供：函館大妻学園 函館大妻高等学校（北海道函館市）

CONTENTS

- 平成23年度 決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 2
- 第3回 私学リーダーズセミナーの報告…………… 5
- 事業団資金で明日を拓く…………… 7
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付…………… 9
- 退職時の手続き② 一資格・短期・年金・貸付一 ……10
- 接骨院・整骨院の施術についての照会……………12
- 私学共済制度の加入者資格／介護ビデオ・DVDをご利用ください／
保健事業に関するアンケート調査を実施します……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十三年年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、平成二十四年十二月に、平成二十四年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編）」を刊行しました。その集計結果を基に、消費収支計算書から帰属収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について取り上げました。

なお、今年度よりCD-ROM版（PDF・CSVデータ）での発行となりましたので、より一層のご活用をお願いします。

法人別の帰属収支差額比率（表1）

帰属収支差額比率は、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスで大きくなるほど自己資本は充実されますが、マイナスになると、自己資本を取り崩すことになり、さらにマイナスが長期間続いていくと、経営が逼迫し、資金繰りにも困難をきたすこととなります。つまり、この比率は、学校法人の収支状況を端的に表す数値です。

(1) 大学法人

大学法人全体の帰属収支差額比率

は、二十二年度の四・六％から三・一％へと下降しました。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は五四一法人中二二六法人で、四一・八％と二十二年度の三八・二％から上昇しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の法人は、五四法人と二十二年度の五七法人から三法人減少しましたが、相変わらず大学法人全体の一割を占めています。

上昇の要因は、退職給与引当金の計上基準の変更により、退職給与引当金繰入額が二十二年度に比べ二十三年度に大幅に増加したことによるものです。

(2) 短期大学法人

短期大学法人全体の帰属収支差額比率は二十二年度の〇・〇％から四五％と上昇し、収支状況が改善されました。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は一二〇法人中五五法人で、四五・八％と二十二年度の四八・七％から改善はしましたが、半数に近く厳しい状況は変わりません。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の法人は、二十二年度の一四法人から一一法人と三法人減少しています。

表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

年度	大学法人						短期大学法人						高等学校法人					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
3	法人 352	% 18.7	法人 17	% 4.8	法人 2	% 0.6	法人 259	% 29.4	法人 10	% 3.9	法人 2	% 0.8	法人 616	% 18.1	法人 69	% 11.2	法人 11	% 1.8
4	357	15.6	17	4.8	2	0.6	262	26.0	12	4.6	0	0.0	619	15.7	75	12.1	9	1.5
5	363	15.4	24	6.6	2	0.6	259	24.1	11	4.2	0	0.0	621	14.4	78	12.6	6	1.0
6	378	15.1	17	4.5	4	1.1	247	22.1	8	3.2	1	0.4	631	13.1	78	12.4	7	1.1
7	385	15.7	20	5.2	4	1.0	242	18.5	16	6.6	2	0.8	644	14.0	97	15.1	8	1.2
8	393	14.8	24	6.1	3	0.8	236	14.6	33	14.0	5	2.1	646	10.5	141	21.8	10	1.5
9	399	13.6	28	7.0	4	1.0	234	19.3	38	16.2	6	2.6	640	6.4	174	27.2	18	2.8
10	409	12.7	31	7.6	6	1.5	227	7.5	65	28.6	16	7.0	644	5.9	179	27.8	25	3.9
11	418	12.0	37	8.9	7	1.7	219	7.4	72	32.9	21	9.6	641	6.8	186	29.0	25	3.9
12	435	11.7	69	15.9	8	1.8	204	4.5	81	39.7	22	10.8	637	6.4	199	31.2	17	2.7
13	456	9.9	109	23.9	25	5.5	189	3.2	85	45.0	25	13.2	626	4.1	228	36.4	37	5.9
14	469	8.1	124	26.4	37	7.9	178	4.0	79	44.4	25	14.0	618	3.2	231	37.4	35	5.7
15	482	8.3	121	25.1	32	6.6	164	2.8	57	34.8	18	11.0	618	3.2	245	39.6	33	5.3
16	495	7.3	123	24.8	30	6.1	155	7.0	56	36.1	16	10.3	622	3.5	279	44.9	47	7.6
17	504	7.8	138	27.4	25	5.0	147	4.8	51	34.7	16	10.9	626	3.8	313	50.0	61	9.7
18	516	6.6	167	32.4	30	5.8	142	3.1	65	45.8	18	12.7	648	2.1	321	49.5	56	8.6
19	527	5.8	182	34.5	39	7.4	136	1.4	64	47.1	9	6.6	641	1.0	312	48.7	58	9.0
20	531	0.8	235	44.3	69	13.0	127	△ 3.1	71	55.9	23	18.1	647	△ 0.5	333	51.5	69	10.7
21	536	3.7	215	40.1	56	10.4	127	0.6	69	54.3	15	11.8	644	3.0	268	41.6	35	5.4
22	532	4.6	203	38.2	57	10.7	119	0.0	58	48.7	14	11.8	640	6.8	244	38.1	40	6.3
23	541	3.1	226	41.8	54	10.0	120	4.5	55	45.8	11	9.2	650	6.5	255	39.2	35	5.4

(3) 高等学校法人

高等学校法人全体の帰属収支差額比率は、二十二年度の六・八％から六・五％へとわずかに下降しました。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は六五〇法人のうち二五五法人で三九・二％と、二十二年度の三八・一％から上昇しました。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の法人は三五法人と、二十二年度の四〇法人から五法人減少し、全体に占める割合は五・四％と下降しています。

部門別の帰属収支差額比率（表2）

(1) 大学部門

大学全体の帰属収支差額比率は三年度の二一・八％をピークに下降を続け、二十三年で四・五％と最低となりました。

また、帰属収支差額比率がマイナスの大学は、二十二年度の二二七校から二十三年度は二五〇校と大幅な増加により、その割合は四二・二％と上昇し、大学部門全体の四割を超える状況となり、悪化しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の大学は二十三年で九九校と二十二年度の九八校からわずかに増加しました。

(2) 短期大学部門

短期大学全体の帰属収支差額比率は

二十二年度のマイナス四・〇％から二十三年度は二・四％とプラスに転じ、収支状況は改善しています。

また、帰属収支差額比率がマイナスの短期大学は、二十二年度の二〇七校から二十三年度は一九三校と減少し、その割合は五七・八％から五四・七％と改善しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％未満の短期大学は二十二年度の一〇二校から二十三年度は九五校へと減少し、その割合も二八・五％から二六・九％と下降しています。短期大学の収支状況は、依然として厳しい状況であり、今後の動向に十分注意する必要があります。

(3) 高等学校部門

高等学校全体の帰属収支差額比率は、二十年度でマイナス一・七％と最低となりましたが、二十一年度では〇・六％とプラスに戻り、二十二年においても一・九％と引き続き上昇しましたが、二十三年度では、一・三％とわずかに下降しました。

二十一年度から三か年度連続プラスとなり、人件費等支出を抑制して経営の改善に努めている状況がうかがえます。

運用資産と要積立額（表3）

貸借対照表より、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額や退

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（部門別）

年度	大学部門						短期大学部門						高等学校部門					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
3	校 372	% 21.8	校 48	% 12.9	校 15	% 4.0	校 489	% 30.6	校 51	% 10.4	校 19	% 3.9	校 1,244	% 20.4	校 165	% 13.3	校 24	% 1.9
4	378	19.5	52	13.8	21	5.6	495	28.4	52	10.5	18	3.6	1,255	17.0	182	14.5	24	1.9
5	384	19.6	54	14.1	21	5.5	497	26.9	59	11.9	20	4.0	1,260	15.1	194	15.4	22	1.7
6	400	19.4	62	15.5	27	6.8	497	25.3	64	12.9	21	4.2	1,267	13.8	193	15.2	25	2.0
7	409	20.7	55	13.4	22	5.4	497	22.7	79	15.9	31	6.2	1,283	13.7	224	17.5	23	1.8
8	419	20.0	63	15.0	22	5.3	498	19.2	111	22.3	34	6.8	1,286	11.4	280	21.8	38	3.0
9	425	19.4	48	11.3	22	5.2	499	16.0	136	27.3	51	10.2	1,279	9.0	336	26.3	52	4.1
10	438	18.9	63	14.4	26	5.9	495	11.7	170	34.3	74	14.9	1,283	7.1	377	29.4	60	4.7
11	450	17.5	63	14.0	27	6.0	492	9.2	195	39.6	94	19.1	1,286	7.3	390	30.3	63	4.9
12	470	18.2	89	18.9	33	7.0	487	3.1	245	50.3	122	25.1	1,287	6.8	424	32.9	71	5.5
13	492	16.3	113	23.0	49	10.0	468	0.4	249	53.2	137	29.3	1,273	4.1	480	37.7	98	7.7
14	507	13.7	133	26.2	56	11.0	460	0.9	244	53.0	128	27.8	1,268	3.3	513	40.5	105	8.3
15	521	13.3	151	29.0	61	11.7	447	2.3	205	45.9	112	25.1	1,267	2.5	530	41.8	118	9.3
16	537	11.4	152	28.3	63	11.7	435	6.8	193	44.4	106	24.4	1,269	1.5	594	46.8	149	11.7
17	547	10.9	165	30.2	62	11.3	419	2.5	190	45.3	100	23.9	1,270	0.7	649	51.1	193	15.2
18	561	9.8	179	31.9	80	14.3	404	0.0	212	52.5	104	25.7	1,290	0.3	670	51.9	169	13.1
19	572	8.0	194	33.9	83	14.5	380	△ 2.4	203	53.4	103	27.1	1,273	△ 0.8	701	55.1	185	14.5
20	577	5.1	229	39.7	93	16.1	376	△ 5.4	227	60.4	118	31.4	1,272	△ 1.7	693	54.5	176	13.8
21	586	6.4	230	39.2	97	16.6	371	△ 5.9	223	60.1	116	31.3	1,279	0.6	625	48.9	137	10.7
22	579	6.4	227	39.2	98	16.9	358	△ 4.0	207	57.8	102	28.5	1,244	1.9	578	46.5	125	10.0
23	592	4.5	250	42.2	99	16.7	353	2.4	193	54.7	95	26.9	1,263	1.3	599	47.4	146	11.6

職給与引当金等の金額（要積立額）とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況をみたものです。

通常の財政状態であれば要積立額を超える運用資産を保有し、建物の取替え更新等に備えていると考えられますが、帰属収支差額のマイナスが続く場合などは、各年度の減価償却費相当額を蓄積できないことになります。

大学法人では、法人数の増加もあり、運用資産は増加を続けていますが、要積立額の増加に追いついていけず、十四年度に運用資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

短期大学法人では、法人数の減少に伴い、運用資産、要積立額ともに減少傾向にあります。十二年度時点では運用資産は要積立額を上回っていましたが、学生数の減少から、経営環境が厳しくなり、十八年度には運用資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

高等学校法人では、運用資産は横ばい傾向であるのに対して、要積立額は減価償却累計額の増加に伴い増加傾向にあり、十三年度に運用資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額がマイナ

スになり、そのマイナス分を過去の自己資本の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の建替えなどができなくなり老朽化が進むほか、教育活動にも支障が生じることもなりかねません。減価償却の状況をみると、施設設備等の老朽化が進んでいることがうかがえます。

また、過去に蓄積した運用資産は、この厳しい競争環境を乗り切るための大事な資源です。学校法人は経費削減に努め、教育内容の充実・特色化を図ることで学校経営を行っていかねばなりません。

今後もしも理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計を学校法人の経営改善・発展に向けた取り組みへの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三(三三三)七八四〇～七八四三

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

表3 運用資産と要積立額

(単位：法人、億円)

年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
大学法人	法人数	435	456	469	482	495	504	516	527	531	536	532	541
	運用資産 (A)	74,282	76,863	78,696	79,894	82,248	84,191	86,277	87,754	86,620	87,400	87,724	91,679
	要積立額 (B)	70,318	74,490	78,937	83,427	88,287	92,865	97,053	101,409	105,128	108,556	111,795	118,641
	減価償却累計額	45,209	48,800	52,405	56,048	59,904	63,393	66,841	70,258	73,875	77,479	79,599	84,067
	第2号基本金	7,653	7,690	8,052	8,364	8,974	9,635	9,600	9,878	9,458	8,832	9,144	9,018
	第3号基本金	7,060	7,288	7,515	7,835	8,168	8,636	9,466	10,106	10,592	11,132	11,890	12,919
	退職給与引当金	10,396	10,712	10,965	11,180	11,241	11,201	11,146	11,167	11,203	11,113	11,161	12,637
	不足額 ((B)-(A))	△ 3,964	△ 2,373	241	3,533	6,039	8,674	10,776	13,655	18,508	21,156	24,070	26,962
短期大学法人	法人数	204	189	178	164	155	147	142	136	127	127	119	120
	運用資産 (A)	6,629	5,938	5,468	4,635	4,516	4,361	3,989	3,622	3,312	3,395	3,154	3,196
	要積立額 (B)	5,273	5,015	4,809	4,393	4,221	4,161	4,168	4,111	3,838	4,081	3,974	4,101
	減価償却累計額	3,865	3,753	3,745	3,522	3,382	3,374	3,344	3,367	3,156	3,397	3,311	3,406
	第2号基本金	742	649	500	372	348	329	369	324	289	298	288	256
	第3号基本金	133	121	114	107	121	133	145	136	134	139	142	206
	退職給与引当金	533	492	450	392	370	325	310	284	259	247	233	233
	不足額 ((B)-(A))	△ 1,356	△ 923	△ 659	△ 242	△ 295	△ 200	179	489	526	686	820	905
高等学校法人	法人数	637	626	618	618	622	626	648	641	647	644	640	650
	運用資産 (A)	9,818	9,562	9,330	9,423	9,367	9,570	9,877	9,699	9,480	9,678	9,978	10,315
	要積立額 (B)	9,376	10,104	9,970	10,324	10,676	10,966	11,772	12,114	12,602	13,033	13,371	13,939
	減価償却累計額	7,258	7,974	7,981	8,388	8,770	9,215	9,984	10,372	10,902	11,356	11,712	12,285
	第2号基本金	1,177	1,195	1,062	1,008	962	913	929	886	866	851	826	803
	第3号基本金	426	416	427	437	452	344	345	332	319	321	331	333
	退職給与引当金	515	519	500	491	492	494	514	524	515	505	502	518
	不足額 ((B)-(A))	△ 442	542	640	901	1,309	1,396	1,895	2,415	3,122	3,355	3,393	3,624

(注) 運用資産とは、固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

第三回 私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、昨年度に続き、「第三回私学リーダーズセミナー」を全国四か所のガーデンパレスで五回にわたり開催しました。

少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営をめぐる環境が一層厳しさを増している中、私学のリーダーとして経営改革に取り組むための基礎である財務と大学の魅力向上のための最重要課題である教育研究の質の向上等について知識を深め、本音で具体的な課題を交えて意見交換する場を設けました。それにより、問題点を認識し改

革のヒントを得ていただくため、昨年十月から十二月にかけて実施しました。

本セミナーは昨年五月に、大学及び短期大学法人等の理事長（理事）若しくは学長（副学長）を対象として募集したところ、一八九法人という多数の応募をいただきましたが、会場の関係により一〇一法人一〇名の参加とさせていただきます（上表）。

セミナー一日目は、「学校経営講座（学校法人会計基準・財務分析・私学経営）」の各講演に引き続き、私学経営情報センター職員と個別の法人が各ブースに分かれて財務状況等の分析を行う個別法人分析会を行い、その後、意見交換会を開催しました。

また、希望する法人には、本事業団の「専門人材バンク」に登録している、私学経営に関する専門知識を有する外部有識者との個別相談の場を設けました。

二日目は、理事長の挨拶の後、「私学に求められるもの」と「大学の魅力向上に向けて」の各講演となり、続くシンポジウムでは、講師全員と参加者による活発な意見交換が行われました。セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきましたので、その一部を紹介します。

講演「学校経営講座（学校法人会計基準）」

- ・財務を詳しく考える時間もなく、何となく知っていたが学校経営では知る必要があることが分かった。
- ・体系的にまとめて会計基準のことを学ぶ機会が少ないので、大変勉強になった。学校法人の幹部や幹部候補者に聞かせたい。

講演「学校経営講座（財務分析）」

- ・改善策を考えると自大学の財務分析は絶対必要。特に中期計画の立案、修正時にはなくてはならない。今回は主要な財務の見方だったが、大変勉強になった。自校の数値は大変厳しいと認識していたが、そのジャッジにはショックを受けた。
- ・経営判断指標により経営状態がわかった。これを基にこれからどう改革していくかを考える参考となった。
- ・中堅・若手の意識を学園全体の理解向上に資する機会を至急設けたい。

講演「学校経営講座（私学経営）」

- ・財務面以外の大学改革の課題について参考になった（中教審答申、大学ポートレート、FD、SD、ラーニングコモンズ、寄附）。
- ・八月の中教審答申の説明のポイントが示されていて良くなった。また、大学ポートレートの件は知らなかったので、大変助かった。

- ・大きな流れと取り組むべき課題について、認識することができた。前向きに取り組みたい。

個別法人分析会

- ・学内で認識しているのと違う視点から意見を聞けるので大変参考になった。
- ・法人のこれまでの不適切な財務状況が分かった。改善していくための努力をしっかりと行う必要があることを改めて認識した。
- ・現在、本学で問題となっている諸点について、他大学と比較したものなど適切な分析資料を用意していただいた上に、一つ一つの問題に大変納得のいくアドバイスをいただくことが出来た。

講演「私学に求められるもの」

- ・大学の改革に向けての学長リーダーシップと実行力の大切さを改めて知らされた。
- ・中小大学の生き残りを積極的にされている状況に頭がさがる。本学での手法をもっと考えたい。
- ・改めて私学人の心得を確認出来る内容であった。テクニカルに走った話ではなく、実際に実行してきた方の言葉の力を感じさせた。

講演「大学の魅力向上に向けて」

- ・小規模大学においても中央大学の実践に学ぶところがあると思う。学園の進路支援センターにも、本日の

【プログラム】

○1日目（テーマ：一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する）

時 間	研 修 内 容 等	担 当 者
10:00～10:10	開会挨拶	理 事 員
10:10～11:30	講演「学校経営講座（学校法人会計基準）」	職 員
11:30～12:30	昼食会（参加者、理事長、理事）	職 員
12:30～13:50	講演「学校経営講座（財務分析）」	職 員
13:50～15:00	講演「学校経営講座（私学経営）」	職 員
15:00～17:00	個別法人分析会（各学校法人約60分） 専門家相談会 ※希望する法人のみ	専門人材 バンク登録者
17:00～18:30	意見交換会（参加者、講師、理事長、理事）	

○2日目（テーマ：教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成）

時 間	研 修 内 容 等	担 当 者
10:00～10:10	挨拶	理 事 長
10:10～11:30	講演①「私学に求められるもの」	講師(下表)
12:30～13:50	講演②「大学の魅力向上に向けて」	講師(下表)
14:00～16:00	シンポジウム（参加者、講師、理事長、理事）	職 員

【講演の内容】

講演①「私学に求められるもの」 講師及び講演内容		会場名 (対 象)
篠田 道夫	(日本福祉大学常任理事、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員) 「大学戦略経営論 ～教学経営の確立を目指して～」	10/4京都 (学 長)
山田 礼子	(同志社大学社会学部教授、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員) 「学士課程教育の質保証へむけて ～IRネットワークの構築と活用～」	
納谷 廣美	(大学基準協会会長、明治大学学事顧問、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員) 「明治大学の挑戦」	10/25大阪 (理事長)
老川 祥一	(読売新聞グループ本社取締役最高顧問、前読売新聞東京本社代表取締役社長編集主幹) 「企業人・新聞人から見た日本の大学」	11/8東京 (学 長)
大坪 檀	(新静岡学園理事長、静岡産業大学総合研究所所長、前静岡産業大学学長、元米国ブリヂストンタイヤ代表責任者) 「地域が求める私立大学 ～地域に根ざした大学経営について 静岡産業大学の実践～」	11/29福岡 (理事長・学長)
黒田 壽二	(金沢工業大学学園長・総長、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員) 「学校法人が果たす役割と責務 ～理事長の心得～」	12/18東京 (理事長)
北山 禎介	(経済同友会教育問題委員会委員長、三井住友銀行取締役会長、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員) 「人材育成の必要性和大学のガバナンス」	

講演②「大学の魅力向上に向けて」 講師及び講演内容		会場名 (対 象)
日向野 幹也	(立教大学経営学部教授・リーダーシップ研究所所長) 「教員・上級生・受講生で学び合う ～立教大学経営学部BLP(ビジネスリーダーシッププログラム)～」	10/4京都 (学 長)
外村 幸雄	(中央大学キャリアセンター部長) 「集大成としてのキャリア支援 ～中央大学の取組事例～」	10/25大阪 (理事長)
鈴木 典比古	(大学基準協会専務理事、前国際基督教大学学長、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員) 「学士課程教育の質的転換 ～科目番号制、シラバス、GPAなど～」	11/8東京 (学 長)
羽根 拓也	(アクティブラーニング代表取締役社長) 「学生の成長する力を育成するアクティブラーニング」	11/29福岡 (理事長・学長)
森 朋子	(島根大学教育開発センター副センター長) 「学習者中心のFDと教育改善」	
濱名 篤	(濱名学院理事長、関西国際大学学長、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員) 「ハイ・インパクト・プラクティスの導入から始まる質保証」	12/18東京 (理事長)

※講師名の敬称は省略させていただきました。

・同じような悩みを持つ学校、課題を

シンポジウム

資料を提供して教職協同を高めたい。
 ・大学が今、何をなすべきかについて具体的な提示がなされよく理解できた。
 ・実現されていることがすばらしいと思う。具体的にシラバスのチェック、FD、SD、そして何よりも大学全体のディプロマポリシーの見直しと仕組み作りを再検討したい。

抱えている学校が多いことが判った。それぞれに模索はしているが妙案は見出しがたく苦勞している様子がうかがえ、複雑な思いであった。
 ・他大学の先生方が悩んでいる内容を伺い、共通するものがあると思った。社会に役立つ人材の育成は大学の課題として今後も検討していかなければならないと思った。
 ・いろいろな細かい点について掘り下げた理解を得ることができた。

セミナー全体について
 ・今後も継続して開催してほしい。課題山積みの大学改革であるため、終わりはないと思う。
 ・とてもためになったので、法人の若い職員にも聞かせたいと思った。
 ・教職員の意識改革が最重要であり、今回のセミナーはより考え深く勉強になった。
 なお、セミナーに参加された法人の中から、経営相談の申し込みや講師の

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎〇三(二三三〇)七八四四・七八四五
 Eメール center@shigaku.go.jp

先生・事業団職員への講演依頼等もありました。参加された法人の改革に向けた意欲に対して、事業団としても様々な形で支援を考えております。

事業団資金で明日を拓く

新校舎のもと「学び」と「スポーツ」の両立で生徒の主体性を育てる

学校法人 北越高等学校

対象校：北越高等学校

所在地：新潟県新潟市

対象事業：校舎新築（地上五階建て）

新潟駅から徒歩十五分、広々としたグラウンドが印象的な北越高等学校キャンパスに取材で訪れました。

落ち着いた雰囲気の新校舎で、木村宗文校長、川崎哲教頭、増村文夫事務長からお話を伺いました。

北越高等学校の歩み

北越高等学校は昭和十一年に実業家の和田喜一郎氏の篤志により、心身ともに健康で人間性豊かな人材を育成することを目標に北越商業学校として設立されました。その後、男女共学化を経て、昭和五十九年に普通科を新設し、校名を北越高等学校に変更しました。平成十九年には商業科を廃止し、現在の形となりました。その間、「報恩感謝、勤労奉仕」の建学の精神を柱に、多くの人材を世に送り出しています。

みんなの意見で新校舎を



生徒、教職員の思いのこもった新校舎

昭和三十八年から使用している旧校舎が老朽化したため、平成七年、校舎改築に向けての活動を開始しました。十六年には改築の具体的な内容を検討する、理事・学校・PTA及び同窓会などで構成されるプロジェクトチームを立ち上げました。在校生や専門家などから幅広く意見を求め、利用する生徒・教職員からアンケートを採り、その結果を反映させるなど、入念な打ち合わせを重ねながら計画を進めていきました。

工事は、最初に新校舎を同じ敷地内のグラウンドに建設しました。敷地の広さを生かし、別の場所を借りることなく、学校全体のレイアウトを徐々に変更していきました。生徒や教職員は工事の間も環境が変わることなく落ち着いて過ごすことができたとのことでした。さらに、グラウンドとテニスコートを人工芝に入れ替えました。順調に建設が進み、二十一年十二月に完成しました。

主体性を育てる空間の充実

新校舎は全体的に廊下幅を広く取り、各階に「交流スペース」と呼んでいるラウンジがあります。



広々とした廊下

ここにはテーブルと椅子、ソファが配置され、昼休みや放課後に生徒が自由に集まって語り合うことが出来るコミュニケーションの場となっています。



生徒たちの集まる「交流スペース」

当日も、生徒が集まって、学習している姿を見ることができました。教室は、落ち着いた色合いの内装で、情報機器などが整備されています。また、理科実験室の一つは階段教室になっており、後列の座席からでも教壇が見やすい構造となっています。



生徒、教員から人気の高い階段教室

演示実験の際は、実物投影機を使って手元を拡大しながら生徒に見せるこ

とが可能で、理科実験のほかにも幅広く活用されている教室です。

学習面だけでなく、スポーツにも力を入れているため、第一アリーナ、第二アリーナと呼ばれる二つの体育館があります。生徒たちが室内球技、武道に励む姿がありました。第一アリーナの二階にはランニングコースが設けられ、トレーニング室には、スポーツジムに匹敵するさまざまな器具が整備されています。当日は雨でしたが、たくさん生徒がそこでランニングや筋力トレーニングを行っている様子を見ることができました。



雨の日でも外周と同様にランニング可能な第一アリーナ2階部分

運動場は、以前は土のグラウンドのために、水はけが悪く砂埃が立ちましたが、人工芝にしたことで排水設備等が整い、雨の後でもすぐにグラウンドが使用できるようになりました。



さまざまな器具が揃うトレーニング室

多様な能力、適性に合わせて生徒を育てる三コースの教育

「育つ学校、育てる学校」として北越高等学校では多様な能力、適性を伸ばす教育を行っています。高校卒業後の進路もいろいろな希望があり、様々な道に進んでいます。生徒の適性を伸ばすため、特進コース、普通コース、スポーツコースの三コースを設置しています。充実した設備がこの三コースの教育をより良いものにしていきます。

また、本年度から特進コースを「EIT（インターナショナル）特進コース」としました。これは学校として以前から考えていた「国際人材の育成」を目的としたコースです。

このコースでは、海外でのホームステイなどを通して視野を広げるなど、特に英語の授業や各種の講座を充実さ

せています。今後も、自分の活動の場を今まで以上に広げていく、また、海外の人との交流を積極的に行っていく生徒を育てたいという想いがあるということです。



白と紺を基調としたスタイリッシュなガラス張りの教室

さらなる教育内容の向上を目指す

新校舎建て替えによる、その後の反響についてお聞きしました。

北越高校に入学した生徒に志望理由のアンケート調査を実施したところ、新しく環境のよい校舎が志望する中学生の心を掴んだという結果が出たということです。また、県内の中学生による学校訪問も増えてきているそうです。

このことについて、学校側の想いとしては、今はハード面が目を見て選ばれているかもしれないが、今後は、特色のある三コースの教育内容に将来への希望を感じてほしいということ

した。そのために、生徒一人ひとりの能力や個性を引き出し、伸ばし続けていけるよう、常に環境を整え、「世界に向かって個性輝く学校づくり」をキャッチフレーズとして、世界を視野に入れながらがんばれる子どもたちを育てたいという言葉に、学校側の強い想いが伝わってきました。

事業団融資の活用

今回の全面改築事業は募金等による自己資金、国、県及び市からの補助金、銀行からの融資及び私学事業団融資により実施されました。

本事業団融資は、固定金利、元金均等返済で二十年の長期計画が立てられることが、今回の建て替え計画の条件に合ったため、ご利用いただいたとのことでした。

また、利子助成制度があったことも大きなポイントのひとつだったとのこと。

北越高等学校は、今回の施設の整備でさらに学校環境が充実しました。その新校舎では、授業、自主学習、部活動に励む生徒たちの姿が活気にあふれていて、とても印象的でした。

融資に関するお問い合わせは…

私学振興事業本部 融資部 融資課
☎〇三(三三三)七八六二―七八六七
Eメール yushi@singaku.go.jp

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月一日(金) から受け付けを始めます

業務部 資格課

毎年三月末から四月上旬は資格取得や資格喪失などの届け出が集中します。そこで加入者証等ができるだけ早くお届けするために、「資格取得報告書」等の事前受付を三月一日(金) から実施します。三月三十一日退職及び四月一日の採用等教職員員の異動を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付を利用してください。

提出上の注意

①事前受付の対象となる報告書等は次のとおりです。なお、通常分の報告書等とは区別して提出してください。

対象となる報告書等	事由発生日
①資格取得報告書※ ・新規資格取得 ・再資格取得	4月1日 資格取得等
②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 (取得と同時申請分に限りです)	
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※継続資格取得は対象外です。

②提出書類は記入漏れのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校法人等で決定してしまい、他の学校法人等へ大変迷惑をおかけすることになりますので、正確に記入してください。

報告内容の訂正

①事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。

例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。

なお、訂正処理後の加入者証等の発送は四月中旬以降となります。

②「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。

なお、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので注意してください。

- ・配偶者等の被扶養者となる
- ・国民健康保険の被保険者となる

加入者証等の取り扱い

①三月三十一日退職者は、退職日まで

は加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後に必ず回収してください。

②「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合があります。被扶養者認定については、処理後に加入者被扶養者証を送付します。

③報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を

送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

【事前受付にかかる発送日等】

受付期間	3月1日以降
決定日	受け付けから8日～10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)

毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。

※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。

※標準処理期間内は、処理状況に関する電話照会を控えていただくようお願いします。

※3月中に加入者証等が学校法人等へ届いた場合でも、4月1日以降に該当者に渡してください。

三号届出用紙について

平成二十四年四月から、国民年金第三号被保険者にかかる次の届書が変更になっています。旧用紙を使用した場合は返送となりますので必ず、新しい用紙をご使用ください。

▼国民年金第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(三号該当届)

▼国民年金第三号被保険者資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届

▼国民年金被保険者住所変更届

退職時の手続き②

資格・短期・年金・貸付

一 資格関係

資格課

資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。同報告書に加入者証・加入者被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります）。

長期給付加入者記録票の送付

加入者（七十歳未満）が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、退職した加入者に必ず渡してください。

「長期給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上

加入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になる

と、喪失日から最長二年間（注二）は短期給付（休業給付を除きます）及び福祉事業（貸付け及び貯金等を除きます）を受けることができます。なお、長期給付（年金）は継続できません。

任意継続加入者を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書（口座引落しはできません）等を送付します。納付期限までに掛金の支払いがない場合、任意継続加入者の資格は喪失しますのでご注意ください。

（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注二）喪失日から二年の間に七十五歳を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになります。

二 短期関係

短期給付課

退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に加入

したときを除き私学共済制度の資格喪失後の給付が受けられます。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が資格喪失後六か月以内に出産したときは、出産費が受けられます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、家族の被扶養者になったときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方は受けられません）。

なお、共済組合や健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入したときは、資格喪失後の出産費は受けられません。

※「直接支払制度」を利用するときは、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を医療機関等に提出することになります。証明書は本人が文書で共済事業本部に請求してください。

※また、「受取代理制度」を利用するときは、出産予定日の二か月前以降に「出産費申請書（受取代理用）」で共済事業本部に申請してください。

出産祝品

【保健課】

私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。被扶養者として家族出産費を受けた場合も同様です。

出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受給していたときは、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

また、退職日までは給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

ただし、在職中は休業せず退職まで勤務していた場合は受けられません。

傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職後も労働能力がななく療養している状態が継続している場合は、支給期間一年六か月を限度として傷病手当金が受けられます。

①退職時に傷病手当金を受けていたときは、継続して受けられます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしているながら、給付額以上の給与が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となり

ます。

なお、雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けられません。

ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回るときは、その差額が傷病手当金として受けられます。

埋葬料

加入者が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料が受けられます。

なお、共済組合や健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入したときは、資格喪失後の埋葬料は受けられません。

三 年金関係

年金第一課

退職共済年金の決定を受けていない人が退職した場合

①加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

昭和二十八年四月二日以後に生まれた人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（平成二十四年版「事務の手引」四七七頁参照）。

②加入者期間が一年未満の人

六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③請求手続き

受給権が生じる二〜三か月前に、請求手続きに関する案内を本人あてに送付します。請求手続きについては、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課に照会してください。

（在職中に退職共済年金の受給権が生じる人については、学校あてに請求手続きの案内をお送りしていますが、未請求の場合は速やかに手続きしてください）

※退職共済年金の受給要件として、公的年金制度の加入者期間等が合計で二十五年以上必要です。

退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

資格喪失を確認後、「退職共済年金改定請求書（退職用）」を年金者あてに送付しますので、学校法人等を経由せず、共済事業本部に提出してください（退職後一か月以内に再び私学共済の加入者となった場合は、提出不要です）。

ただし、六十五歳以上の「支給繰下げ」を希望した人が退職した場合、この請求書は送付されません。支給繰下げを希望した人が年金を受給したいときは、繰下げ希望時に送付した「退職共済年金支給繰下げ申出書（繰下げ請求書）」

を提出してください。提出した翌月分の年金から支給を開始します。

【六十五歳未満でハローワークに求職を申し込んだ場合】

六十五歳未満の人がハローワークで求職の申し込みをしたときは、届け出が必要ですので、共済事業本部に照会してください。

【他の被用者年金制度等に加入の場合】

退職共済年金・障害共済年金の受給権者が、他の被用者年金制度等に加入したときは、届け出が必要です。共済事業本部に照会してください。

【七十歳の「みなし退職」後、実際に退職した場合】

退職改定の手続きは必要ありません。

国民年金への届け出

退職した加入者本人または被扶養者であった配偶者が、六十歳未満で、無職又は自営業となるときは、市区町村の国民年金担当窓口「種別変更届」を提出してください。

四 貸付関係

貸付課

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりません。

ので、学校法人等を通じて払い込んでください。なお、あらかじめ在職中に全額を任意償還することもできます。

【資格喪失の確認後に即時償還をする場合】

学校法人等が提出した「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の通知を行います。

①最終定期償還

原則として資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

②償還期限（払込期限）

償還通知書の交付日から六十日後が償還期限となります。

③即時償還の額

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、三枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

▼資格喪失の事前受付と即時償還

年度末に実施している事前受付で資格喪失を手続した場合、四月の定期償還を決定する前に資格喪失が確認できるため、三月が最終定期償還になります。

【在職中に任意償還をする場合】

毎月十五日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申

し出ると、任意償還の通知を行います。

① 最終定期償還

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

② 償還期限（払込期限）

最終定期償還の償還期限と同日です（例えば、貸付日二日の借受人が、三月十五日までに任意償還の申出をした場合、四月一日が償還期限となります）。

③ 任意償還の額

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限（払込期限）を超えて払い込んだ場合、後日、学校法人等を通じて不足利息を請求します。

「退職者向けリーフレット
〔平成二十四年度版〕」を作成
しました

加入者が、退職する際に必要となる私学共済制度に関する手続き等をご案内するリーフレットを作成しました。

本誌に同封しておりますが、追加送付を希望する場合は広報班までご連絡ください。

リーフレットは、私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」にも掲載しています。

接骨院・整骨院の施術についての照会

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院は、保険医療機関ではありませんので、柔道整復師の施術を受けたとき、本来は施術費用の全額を支払い、療養費の請求をしなければなりません。

しかし、多くの接骨院・整骨院では、医療機関と同様に加入者証等を提示することで保険適用した一部負担の支払いで済みます。これは、「療養費の受領委任払い」という仕組みを利用しているからです。受領委任払い扱いにする

● 施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険扱いの療養費支給対象になるのは一部の施術のみです。このため、施術内容が療養費の支給対象の範囲かを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容の照会をさせていただいています。

具体的には、本事業団が業務委託した会社（平成二十四年度契約会社はガリバーインターナショナル（株））が、「整骨院・接骨院での施術について【照会】」を加入者の所属する学校法人等に送付しますので、該当の加入者にお渡しください。

● 施術内容の回答方法

施術内容の照会を受け取った加入者や被扶養者の方は、施術を受けたときのご自身の記憶・記録や領収書（発行が義務付けられています）等を元に照会に回答してください。施術を受けた整骨院・接骨院に確認する必要はありません。

回答を記入した照会文は、同封されている返信用封筒で返信してください。（宛先は委託会社になっています）。

● 施術内容の照会についてのよくあるお問い合わせ（Q&A）

Q もうこの接骨院等で受診してはいけないうのでしょうか？

A 照会は療養費支給の適正化を図り、保険者としての機能を強化するためであり、個々の接骨院での受診や柔道整復の施術を制限するものではありません。

Q 施術費用の不正受給に関わっていると思われるのでしょうか？

A あくまで柔道整復師の施術内容が

療養費の支給対象範囲かを確認するのが目的で、施術を受けた加入者やご家族の不正受給を調査するものではありません。

Q 受診してから時間がたっているため、正確に覚えていません。

A 回答は、接骨院で受診したときの記憶や施術料の領収書の残っている範囲で結構です。すべての質問に正確に回答できなくてもかまいません。

なお、接骨院や施術師への確認や記入の依頼はしないでください。

Q 度々照会があり自分が疑われているようで迷惑です。また、煩雑なので回答したくありません。

A 保険給付としての療養費支給の適正化のための確認であり、回答は任意ではありますが、出来る限りのご協力をお願いいたします。

● 施術に関して照会する主な内容

- ・ 施術した負傷の原因
- ・ 通院期間
- ・ 療養費の受領に関する委任の状況
- ・ 施術した部位（体の部分）

私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

学校法人等に使用され、給与を受ける人は私学共済制度の加入者となります。また、退職したときや常時勤務に服しない者となったときは、加入者の資格を喪失します。個人の意思で加入・脱退することはできません。

加入者の資格取得

学校法人等に使用される者で、給与を受ける人は、年齢や国籍に関係なく、私立学校教職員共済法第十四条に基づき、私学共済制度の加入者となります。

私立学校教職員共済法

第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

「学校法人等に使用される者」とは、学校法人等と実質上の雇用関係があり、給与や賃金を受け取っている人をいいますので、試用期間という形で勤務する場合や、法人の代表者等が給与の支払いを受ける場合なども該当します。

加入者の資格喪失

加入者の資格は、次の①～⑥の事由に該当したときには喪失することになります（法第十六条）。

- ① 死亡したとき
- ② 退職したとき
- ③ 専任でなくなったとき、常時勤務に服しない者となったとき
- ④ 無給となったとき
- ⑤ 勤務している学校法人等が解散したとき
- ⑥ 解雇となったとき

ただし、③又は④となったときでも加入者資格が認められる特例があります。詳しくは、平成二十四年版「事務の手引」六七～六九頁「休職者についての特例」及び七八～八〇頁「加入者の資格喪失」をご参照ください。

取得・喪失の報告

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当したときや、加入後、資格喪失の事由が生じたときは、学校法人等は十日以内に所定の報告書を私学事業団へ提出してください。

介護ビデオ・DVD をご利用ください

福祉部 保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出ししています。

貸し出しビデオ・DVD

- ① 「DVDブック 新しい介護」
（DVD全一卷）
- ② 「在宅介護教室」
（ビデオ全五巻又はDVD全一卷）
- ③ 「すこやかシルバー介護」
（ビデオ全八巻）
- ④ 「在宅介護の基礎と実践」
（DVD全十巻）

詳しくは、「私学共済ブック」201
12「保健・宿泊編」又は、私学共済ホームページ「とくとも情報」全国共通」をご参照ください。

申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガールデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック」201
2「保健・宿泊編」又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

保健事業に関する

アンケート調査を

実施します

福祉部 保健課

この度、保健事業を見直すにあたり、加入者の皆様及び学校法人等のニーズを参考にさせていただくため、加入者向けと学校法人向けの二種類のアンケート調査を実施することになりました。

加入者向けのアンケートについては無作為抽出した二、〇〇〇人を対象に三月上旬に学校法人等あてに送付します。該当した学校法人等におかれましては、所属する加入者にアンケートと返信用封筒をお渡しいただき、三月二十九日（金）までに私学事業団あてにご返送くださるようお願いいたします。

また、加入者向けアンケートに該当した学校法人等には、学校法人向けのアンケートも送付させていただきますので、ご回答のうえ本事業団までご返送をお願いします。提出期日は加入者向けのアンケートと同じとなります。

ご多忙中とは存じますが、ご協力よろしく願います。

**共済事業本部**

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

任意継続加入者掛金納付通知書の送付**(1) 平成25年3月中に任意継続加入期間が満了する人**

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「**資格証明書**」を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(2) 25年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に25年度分の「**任意継続掛金納付通知書**」(以下「**納付通知書**」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(3) 25年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「**納付通知書**」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「**資格証明書**」を任意継続加入者の住所あてに送付します(「**資格証明書**」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。

【掛金課】**短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法(お願い)**

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減にもつながりますのでご協力をお願いします。

【経理第二課】**加入者向広報「レター」3月号等の送付**

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は1月末現在の加入者数となっています。不足の場合は広報班までご連絡ください。

「レター」には私学事業団が加入者にお知らせするべき様々な情報を掲載していますので、全員に配付していただくようお願いします。

なお、広報誌は通常「事務連絡先」に送付していますが、送付先を「学校所在地」に変更することもできます。その場合は「広報誌等送付先変更届書」の提出が必要になりますので、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードしてご使用ください。

【広報班】**2****月の共済業務スケジュール**

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 1月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 3月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金 1月分掛金口座振替(自振校のみ) 掛金 1月分納期限 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 3月22日送金申し込み締め切り

3**月の共済業務スケジュール**

1日(金)	資格 事前受付開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため私学事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部（助成業務）ページ」、学校法人ポータルサイト、「共済事業本部（共済業務）ページ」の「年金情報提供サービス」は、**2月15日（金）午後5時45分から2月18日（月）午前9時まで休止**します。

なお、メールサーバも停止します。**停止期間中はメールの受信はできませんので、本事業団への送信はお控えください。**
※「年金情報提供サービス」以外の「共済事業本部（共済業務）ページ」は通常どおり利用できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成25年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座にご入金**ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、**遅延損害金が発生**しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込依頼書)」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄にご入力**のうえ、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。

特に3月は約定償還月にあたります。お忘れのないようお願いいたします。

融資部 融資課

☎03(3230)7869～7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、

3月14日（木）到着分まで

年度内の配付（送金）とします。

年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

なお、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、寄付金受領書発行に時間がかかりますので、ご了承ください。

また、寄付金受領書の日付は私学事業団への着金日です。寄付者（法人）の決算時期に留意し、早めにご送金ください。

助成部 寄付金課

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「学術研究振興基金」への寄付のお願い

「学術研究振興資金」は、私学事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、この運用益を私立大学、私立短期大学、私立高等専門学校の優れた学術研究に対して、毎年度交付するものです。平成24年度は101件の研究に交付しました。

「学術研究振興資金」の原資に当たる「学術研究振興基金」は、昭和50年に設立され、企業・団体や個人の篤志家等からの寄付金により、25年1月末現在で53億9,165万円となっています。

この基金に対する寄付金は、**特定公益増進法人に対する寄付の取り扱い**となり、寄付者は、所得税や法人税法上の優遇措置を受けることができます。また、**相続・遺贈によって得た財産からの寄付**についても、全額が相続税の課税価格の計算の基礎から除かれます。

私学における学術研究の発展や、若手研究者の奨励にも寄与できるこの「学術研究振興基金」への皆様からのご寄付をぜひお願いします。

※本基金への募金協力についての詳細は、私学事業団ホームページ▶助成業務▶寄付金▶「募金協力へのお願い」に掲載していますので、ご参照ください。

助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

札幌ガーデンパレスには、「チ・カ・ホ」でお越しください

「チカホ」とは、札幌市営地下鉄「さっぽろ」駅と「大通」駅を結ぶ「札幌駅前通地下歩行空間」（地下歩道）の愛称で、一昨年の春に完成しました。その「チカホ」を利用すれば、⑥番出口又は⑧番出口から「札幌ガーデンパレス」まで徒歩3分！！札幌駅方面・大通り方面への移動に大変便利です。

みんなで泊まろう～ファミリー＆グループプラン

1泊朝食付 ツイン（2名様） 9,400円～

トリプル（3名様） 12,900円～

- 【特典】
- ・アーリーチェックイン 13：00
 - ・レイトチェックアウト 12：00
 - ・入浴剤プレゼント

加入者料金（1泊食事なし）

- ・スタンダードシングル（1名様） 4,700円～
- ・デラックスシングル（1名様） 5,500円～
- ・デラックスツイン（2名様） 9,500円～



地下歩行空間イメージパース



デラックスツインルーム（イメージ）



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌ガーデンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311
 (J.R「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分。「札幌」駅前地下歩行空間⑥番出口又は⑧番出口から徒歩3分)
<http://www.hotelgp-sapporo.com>

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成25年2月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.5	0.8	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp